



労基署便り 令和5年度 No.2

大河原労働基準監督署



◎ 令和5年労働災害発生状況（4月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R4	R5	前年比	R4	R5	前年比
製造業 計	19	7	-12	135	95 (2)	-40 (2)
食料品製造業	8	6	-2	63	48	-15
機械金属製造業	7	0	-7	31	28 (1)	-3 (1)
建設業 計	7	8	1	85 (1)	105 (4)	20 (3)
土木工事業	5	5	0	27	37	10
建築工事業	2	3	1	41 (1)	41 (2)	0 (1)
その他の建設	0	0	0	17	27 (2)	10 (2)
運輸交通業 計	4	3	-1	124 (2)	106	-18 (-2)
陸上貨物運送業	5	1	-4	110 (2)	89	-21 (-2)
商業	14	10	-4	152	117 (1)	-35 (1)
社会福祉施設	0	8	8	135	136	1
全産業	69	59	-10	957 (4)	830 (7)	-127 (3)

※1 休業4日以上の死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の速報値。※前年比は死傷者数（人）。※（ ）は内数で死亡者数／※2 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。／※3 陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

（参考）当署管内では令和5年4月においては、事故の型別の多いものから①転倒 26%、②墜落・転落 22%、③その他（新型コロナウイルス感染症を含む）15%の順

7月1日-7月7日

令和5年度「全国安全週間」の実施について

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎えます。労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた結果、全国的には労働災害は長期的に減少しているところですが、当署管内では令和4年は労働災害により3名の尊い命が失われております。また、死傷災害については、特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因するものが依然として後を絶たない状況にあります。

今年度は、**高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場**をスローガンとして実施いたします。特に、今年度は「第14次労働災害防止推進計画」の初年度となりますので、**安全週間（7月7日-7日）及び準備期間（6月1日-30日）**においては、労使一丸となった労働災害防止のための各種取組をお願いします。

実施者の実施事項の概要

- 安全衛生活動の推進**：①安全衛生管理体制の確立②安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等③自主的な安全衛生活動の促進④リスクアセスメントの実施 等
- 業種の特性に応じた労働災害防止対策**（小売業、社会福祉施設、飲食店等の第3次産業における労働災害防止対策／陸上貨物運送事業における労働災害防止対策／建設業における労働災害防止対策／製造業における労働災害防止対策／林業の労働災害防止対策）
- 業種横断的な労働災害防止対策**：①労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策②高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策③交通労働災害防止対策④熱中症予防対策⑤業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

（詳細は右のQRコードから宮城労働局ホームページの「令和5年度全国安全週間」ページをご覧ください。）



（宮城労働局 安全週間 HP）



全国では職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。熱中症は屋外だけでなく屋内においても発生しております。熱中症予防のため、次のことに取り組をお願いします。

◇WBGT 値の把握(JIS 規格適合の暑さ指数計) ◇WBGT 値を下げるための設備、休憩場所の設置 ◇作業時間の短縮 ◇暑熱順化 ◇水分・塩分の摂取 ◇ブレイキング ◇健康診断結果に基づく措置 ◇日常の健康管理 ◇作業中の作業者の健康状態の確認 ◇熱中症リスクについての安全衛生教育の実施



(宮城労働局 HP)

少しでも本人や周りが異変を感じたら必ず一旦作業を離れ、病院に搬送。症状によっては躊躇せずに119通報

新たな化学物質管理に向けた実施体制の整備を計画的に進めましょう

令和6年4月1日から、リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、「**化学物質管理者**」の選任が義務化されます。リスクアセスメント対象物の製造事業場においては、専門的講習の受講が求められるので計画的に体制を整備しましょう。

【選任要件】化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

- ・**リスクアセスメント対象物の製造事業場においては、専門的講習の修了者**
- ・上記以外の事業場は、資格要件はありませんが、専門的講習の受講を推奨します。

また、令和6年4月1日から、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます。「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」がいない場合には、「保護具着用管理責任者に対する教育実施要領」に基づく**保護具着用管理責任者教育**の受講をご検討ください。

新たな化学物質管理リーフレット⇒



令和5年度 労働保険年度更新について

令和5年度の**労働保険の年度更新**が始まります。期間は**6月1日(木)～7月10日(月)**です。郵送や電子申請でも受け付けております。申告はお早めをお願いします。労働保険料の納付については、口座振替もご利用いただけます。特定の法人においては、年度更新について電子申請が義務化されていますのでご注意ください。また、令和4年度の雇用保険率が年度途中で変更していることに伴い、令和4年度確定保険料の算定方法は、適用事業の種類によって異なります。

◇一元適用事業及び二元適用事業(雇用保険)の場合は、保険料算定基礎額と保険料額を労災保険分と雇用保険分ごとに、前期(令和4年4月1日～同年9月30日)と後期(令和4年10月1日～令和5年3月31日)に分けて算出します。◇二元適用事業(労災保険)の場合は、令和4年度の確定保険料の算定方法は例年と変更ありません。また、一般拠出金及び特別加入保険料の算定方法についても例年とは変更ありません。

◇令和5年度の年度更新では、年度更新申告書と確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表の様式を変更しています。

労働保険の年度更新に関するご照会

年度更新コールセンター(お問い合わせ先 電話番号) 0120-665-776 (IP電話・携帯電話から利用可)

(開設期間) 令和5年5月30日(火)～7月21日(金) (受付時間) 9時～17時(土・日・祝日除く)

(お問い合わせの際の注意) IP電話については、契約内容によって利用できない場合もございます。年度更新開始日及び締切日の前後は、繋がりにくくなる場合がございます。年度更新に関するお問い合わせは年度更新コールセンターをご利用ください。

労働保険料の申告・納付に関するご照会 当署をはじめとした管轄の労働基準監督署



(厚生労働省 HP)

発行：大河原労働基準監督署 (TEL0224-53-2154) 柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。